

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年9月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年12月から6年6月まで
② 平成7年9月から8年3月まで

私は、今まで3回の国民年金加入中は無職であったので、国民年金保険料を納付しなかったが、それぞれ就職後に未納となっていた期間の過年度保険料を分割してすべて納付した記憶がある。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A市が保管する申立人に係る国民年金被保険者資格及び保険料収納記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年11月ごろB社会保険事務所（当時）から払い出され、7年11月9日に国民年金の加入手続を行い、5年12月11日にさかのぼって資格取得していることが確認できる。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、平成8年5月の就職後に両親から納付するよう言われ、私の所持金に母から借りたお金を足してB社会保険事務所から送付された過年度納付書により納付した。」と供述しているところ、申立人の母は、「夫が申立人に国民年金保険料を納付するよう強く勧め、申立人から保険料納付に当てるため借金したい旨申し出られたので、保険料納付に不足する金額を援助した。」と証言している上、申立人が納付したとする金額（8万円ぐらい）と申立期間②を実際に

納付するのに必要となる金額（8万1,900円）とはおおむね一致する。

さらに、当時の過年度納付書の形状は申立人が供述した形状とおおむね一致するなど、その申立内容に信憑性^{びよう}がうかがえる。

加えて、申立期間前の平成6年7月分の国民年金保険料及び申立期間②の直後の国民年金保険料を過年度納付していることを踏まえると、申立期間②の保険料についても過年度納付していたとしても不自然ではない。

一方、申立期間①について、前述のとおり申立人の国民年金手帳記号番号が平成7年11月に払い出されていることが推認できるところ、その時点においては、過年度納付することが可能であったものの、申立人は就職した8年5月以降に国民年金保険料をさかのぼって納付したと供述していることから判断すると、8年5月の時点で、申立期間①のうち5年12月から6年3月までの期間に係る国民年金保険料については、既に時効が完成しているため納付することができない。

また、申立人は、「納付可能な期間の最初の月から納付した。」と供述しているところ、納付済みとなっている平成6年7月分に係る国民年金保険料の納付日は、オンライン記録から8年8月30日とされていることから、申立人は、8年8月ごろから納付を開始したものと推認され、その時点では、申立期間①のうち6年4月から同年6月までの期間に係る国民年金保険料は、既に時効が完成していたため納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち平成7年9月から8年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月から59年3月まで

国民年金への加入手続は姉が行い、昭和50年5月から59年3月までの保険料は母名義のA銀行株式会社本店、同行B支店、同行C支店若しくはD銀行株式会社E支店、同行F支店の当座預金口座又は普通預金口座から口座振替により国民年金保険料を納付していたので、調べてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

昭和59年2月以降、オンラインにより記録管理されているため、国民年金手帳記号番号払出簿による申立人の国民年金手帳記号番号の払出年月日の確認はできないが、同年5月以降に、申立人の国民年金手帳記号番号より前の国民年金手帳記号番号がG市において払い出されていることから、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年5月以降に払い出され、G市に転入した50年5月にさかのぼって被保険者資格を取得したものと推認できる上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人が加入手続を行ったと推認できる59年5月以降の時点において、申立期間のうち、50年5月から57年3月までの国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、G市は「金融機関による国民年金保険料の口座振替制度を開始したのは昭和52年4月からである。」と回答していることから、50年5月

から母名義の口座から口座振替により国民年金保険料を納付していたとする申立人の主張には齟齬^{そご}がみられる。

さらに、A銀行株式会社C支店は「C支店が営業を開始したのは昭和53年8月8日からで、申立人の国民年金保険料を当支店の母名義の口座から振替納付を開始したのは、平成14年4月からである。」としていることから、50年5月からA銀行株式会社C支店の母名義の口座から口座振替により国民年金保険料を納付したとする申立人の主張とも一致しない。

加えて、A銀行株式会社本店、同行B支店、D銀行株式会社E支店及び同行F支店において、当時の口座取引関係の資料は保存期限経過により既に廃棄されている上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付には直接関与しておらず、申立人は母名義の口座から口座振込により国民年金保険料を納付したとしているが、母は既に死亡しているため、申立期間当時の申立人の国民年金保険料の納付状況について確認することができない。

その上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から平成元年 3 月まで

私は、申立期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料を昭和 62 年 3 月 8 日に振り出した約束手形で、A 市役所年金係で納付した記憶がある。

証拠書類として当該約束手形の本人控えを提出するので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市役所を受取人とした、合計 41 万 1,740 円の約束手形 11 通を振り出し、この手形により申立期間の国民年金保険料を A 市役所年金係で納付したと申し立てているところ、A 市は、「申立期間当時、過年度の国民年金保険料については社会保険事務所（当時）が収納し、本市では収納できなかった。また、現年度の国民年金保険料を約束手形で収納することもできなかった。」と回答している。

また、申立人は、当該約束手形の振出合計金額について、A 市役所年金係の職員が提示した国民年金保険料額を振り出したものであると主張しているところ、この手形の振出合計金額と申立期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料額（69 万 4,560 円）とは大きく異なっており、申立人の記憶はあいまいである。

なお、申立人はこの手形に係る当座預金通帳を保管していない上、申立人が提出した手形の控え用紙から、支払場所とされている B 銀行 C 支店は、「約束手形の保存期間は 10 年間であり、既に廃棄しているため確認でき

ない。」と回答しており、当手形による支払いの詳細は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から平成元年 3 月まで

私は、申立期間に係る国民年金保険料を、夫が昭和 62 年 3 月 8 日に振り出した約束手形で、夫の保険料と一緒に A 市役所年金係で納付した記憶がある。

証拠書類として当該約束手形の本人控えを提出するので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が、A 市役所を受取人とした、合計 41 万 1,740 円の約束手形 11 通を振り出し、この手形により申立期間の国民年金保険料を A 市役所年金係で納付したと申し立てているところ、A 市は、「申立期間当時、過年度の国民年金保険料については社会保険事務所（当時）が収納し、本市では収納できなかった。また、現年度の国民年金保険料を約束手形で収納することもできなかった。」と回答している。

また、申立人及び申立人の夫は、当該約束手形の振出合計金額について、A 市役所年金係の職員が提示した国民年金保険料額を振り出したものであると主張しているところ、この手形の振出合計金額と申立期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料額（69 万 4,560 円）とは大きく異なっており、申立人の記憶はあいまいである。

なお、申立人及び申立人の夫はこの手形に係る当座預金通帳を保管していない上、申立人が提出した手形の控え用紙から、支払場所とされている

B銀行C支店は、「約束手形の保存期間は10年間であり、既に廃棄しているため確認できない。」と回答しており、当手形による支払いの詳細は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月 15 日から平成 3 年 4 月 29 日まで
私は、昭和 59 年 10 月に A 公共職業安定所の紹介で B 事業所に入社し、C 業務に従事していた。

事業主から提示された、給与は月額 20 万円という条件で入社し、毎月変わることなく 20 万円支給されていたのに、ねんきん定期便では、申立期間の標準報酬月額が 16 万円から 18 万円と記録されており、実際の報酬月額と相違している上、毎月変更がなかった報酬月額が変動していることにも納得できない。

申立期間の標準報酬月額を実際の報酬月額に見合う金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料は無い。

また、B 事業所の申立期間当時の経理担当者は、「給与は事業主が従業員と面談して決めていた。私は、事業主から指示された標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ていた。」と供述しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚も、「給与は事業主が従業員と面談して決めていた。」と供述しているところ、当時の事業主は既に死亡しており具体的な供述を得ることができない上、同社は既に解散しており、同社に係る事

業の廃止手続を担当したとする法律事務所にも申立期間当時の関連資料は保存されておらず、ほかに申立期間に申立人が主張する給与額が同社から支給されていたことがうかがえる事情は見当たらない。

さらに、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の標準報酬月額を検証しても、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間の標準報酬月額が変動していることについて、「給与は月給制であり、標準報酬月額が変動するような状況は無かった。」と主張しているところ、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、複数の同僚の標準報酬月額は、毎年10月の定時決定において変動していることが確認できることから判断すると、申立人の標準報酬月額のみが不自然に変動していたとは考え難い。

また、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、同社における自身の標準報酬月額について、「記録されている標準報酬月額に誤りがあるとは思わない。」と回答している上、申立人及び同僚の標準報酬月額がさかのぼって訂正されるなどの不自然な形跡は見受けられない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。